

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 3 号 矢板市市税条例の一部改正について	4
議案第 22 号 町の区域の変更について	5
議案第 25 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について	6
議案第 26 号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産の処分について	6
委員長報告	7
閉 会	7

1 日 時

令和5年6月15日（木）午前9時00分～午前11時30分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	神 谷 靖		
副委員長	森 島 武 芳		
委 員	榊 真 衣 子	石 塚 政 行	櫻 井 恵 二
	関 由 紀 夫	伊 藤 幹 夫	石 井 侑 男

4 欠席委員

なし

5 説明員（14名）

(1) 総合政策課（1人）

①総合政策課長 和田理男

(2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 宮本典子

(3) 総務課（5人）

①総 務 課 長 高橋弘一

②行 政 担 当 相馬香織

③人 事 担 当 高橋和寛

④財 政 担 当 矢板 洋

⑤管 財 担 当 高久英治

(4) 税務課（3人）

①税 務 課 長 佐藤裕司

②管理収納担当 清水ゆう子

③市 民 税 担 当 田代和子

(5) 生活環境課（1人）

①生活環境課長 山口 武

(6) 市民課（1人）

①市 民 課 長 高久聡子

(7) 出納室（1人）

①出 納 室 長 丸谷久美子

(8) 選挙監査事務局（1人）

①選挙監査事務局長 柳田恭子

6 欠席説明員

なし

7 事務局 佐藤晶昭

8 付議事件

議案第 3 号 矢板市市税条例の一部改正について

議案第 22 号 町の区域の変更について

議案第 25 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 26 号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退すること
に伴う財産の処分について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（神谷靖） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。（9時00分）

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議はないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。（9時01分）

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。（11時03分）

○委員長 この際、改選後初めての総務常任委員会であるので、執行部より自己紹介など一言をお願いします。

（総務常任委員会所管部課長自己紹介及び所管事務説明）

○委員長 暫時休憩する。（11時10分）

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。（11時11分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第3号、議案第22号、議案第25号及び議案第26号の4件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いします。

議案第 3号 矢板市市税条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長（佐藤裕司）

（「議案書」の16～36ページにより説明）

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 森林環境税に関する条例の変更が多々あったが、この森林環境税が矢板市税に対し、影響はどのぐらいの金額を推定しているのか。

○税務課長 個人の住民税の均等割に付加されるもので、金額に関しては、5,700 円である。補足するが、森林環境税そのものは年額一人当たり 1,000 円である。

○伊藤委員 一人 1,000 円というのは、年齢関係なく一家族 5 人いれば 5,000 円ということなのか。

○税務課長 もちろん未成年者に関しては、課税の対象外である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決された。

議案第 22 号 町の区域の変更について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 (高橋弘一)

(「議案書」65～66 ページにより説明。)

○委員長 これより議案第 22 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 この該当する場所について、少し分かりづらいのでお教え願う。

○総務課長 全員協議会の時に、図面と位置図をつけさせていただいたが、県道大田原矢板線と市道上町針生 2 号線、大進電気工事さんの北側になる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 22 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決された。

議案第 25 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第 26 号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産の処分について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」70～73 ページにより説明。)

○委員長 これより議案第 25 号及び議案第 26 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 25 号及び議案第 26 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 25 号及び議案第 26 号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(1 1 時 3 0 分)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長